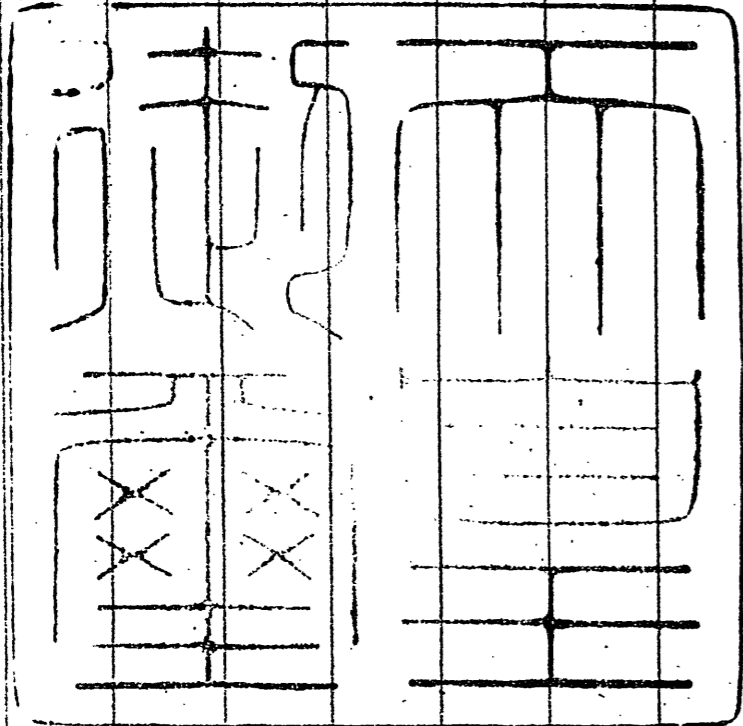


勅令第三百十五號

總

朕は、樞密顧問の諮詢を経て、復員廳官制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



司

閣

專任三千五百五人 二級
專任六千八十七人 三級

前項の定員の外、内閣總理大臣は、復員艦において運航する船舶で、復員又は掃海に使用するものの乗員に充てるため、豫算の範圍内において復員^員事務官又は復員技官を置くことができる。

第三條 復員艦に總裁官房及び左の二局を置く。

第一復員局

第二復員局

總裁官房及び各局の事務の分掌は、總裁がこれを定める。

第四條 總裁は、國務大臣を以てこれに充てる。

總裁は、職務を統理し、所部の職員を統督し、三級官吏の進退を專

行する。

第五條 總裁官房に官房長一人を置き、一般の復員事務官を以てこれに充てる。

官房長は、總裁を補佐し、總裁官房の事務を掌理する。

第六條 各局に局長一人を置き、一般の復員事務官を以てこれに充てる。

局長は、總裁の命を承けて、局務を掌理する。

第七條 復員事務官は、上官の命を承けて、事務を掌る。

第八條 復員技官は、上官の命を承けて、技術を掌る。

第九條 内閣總理大臣は、その定めるところにより、必要と認めるとき、復員連絡局、留守業務局、復員通信部、船舶業務整理部及び地

總

方復員局を置き、職務を分掌させることができる。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行の際現に第一復員部内又は第二復員部内の職員の職に在る者（地方世話部又は地方復員人事部に属する者を除く）は、別に解令を發せられないときは、第一復員事務官及び第二復員事務官は復員事務官に、第一復員技官及び第二復員技官は復員技官に、同級を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に第一復員部内又は第二復員部内の職員の職に在つて地方世話部又は地方復員人事部に属する者は、別に解令を發せられないときは、第一復員事務官及び第二復員事務官は地方事務官に、

同級を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に休職中の第一復員部内又は第二復員部内の職員で、休職となつた際、地方世話部又は地方復員人事部以外の各廳に屬してゐた者及び地方世話部又は地方復員人事部に屬してゐた者は、別に解令を發せられないときは、休職のまま、前二項の例によつて復員事務官若しくは復員技官又は地方事務官に任ぜられたものとする。

總